

## 聖霊高等学校・聖霊中学校 部活動指導に関するガイドライン

### (ガイドラインの目的)

1. このガイドラインは、南山学園の設置する高等学校・中学校における部活動指導に関するガイドラインに基づき、聖霊高等学校・聖霊中学校（以下「聖霊校」という。）における部活動指導の心得と手続きを示すものである。
- ② このガイドラインは、生徒、保護者および地域に説明、公表するものとする。

### (部活動の意義)

2. 聖霊校における部活動は、多様な生徒の特性、興味、関心に応じて授業後に行う日常的かつ継続的な自主活動で、異学年生徒間の交流、他校生徒との交流や親睦など、授業だけでは得られない教育的効果を目指すものであり、生徒一人ひとりの心身の成長を目標とする活動である。

### (部活動指導の在り方)

3. 聖霊校における部活動指導は、南山学園が掲げる共通の教育モットーである「人間の尊厳のために」で表されるキリスト教の人間観に基づき、生徒の人格を尊重し、聖霊校の基本的な教育理念である「光の子として生活せよ」の言葉に象徴されるとおり「一人ひとりの輝き」を目指す指導でなければならない。また、生徒の学習時間や心身の健康、成長過程に相応しい休養などが過度な活動によって妨げられないよう十分に配慮しなければならない。同様に、指導する者にとっても、心身の過度の負担や疲労が蓄積され、学習指導を始めとする校務に支障をきたさないよう十分配慮したものでなければならない。

### (部活動顧問とその役割)

4. 部活動に部活動顧問（以下「顧問」という。）を置く。顧問は、本校の目指す部活動指導の在り方を実践するため、適切な部活動の運営および合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

### (外部指導者の活用)

5. 校長は、専門的な指導を求める生徒のニーズに応えつつ、顧問の負担を軽減するために、必要に応じて顧問の下に外部指導者を置き、効果的に活用する。

### (部活動の運営)

6. 顧問は、効率的・効果的な練習方法や集中力の持続を考慮した練習時間の工夫に努め、生徒が自ら進んで運動や文化的な活動に親しむ資質や能力の育成を推進するために、部の指導方針や目標を明確にし、次の各号を定めた適切な活動計画を作成のうえ、校長に提出して決裁を受ける。
  - (1) 指導内容・方法
  - (2) 練習・大会等参加日程（平日、土曜日、学校休業日）
  - (3) 事故発生時における対応
- ② 顧問は、作成した活動計画を生徒および保護者に十分に説明し、活動への理解を得ることに努める。

### (適切な活動量)

7. 校長は、生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図るために、部活動における休養

日（活動しない日を含む）および適切な活動時間を次の各号のとおり設定する。

- (1) 学期中は、週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日をつける。大会等への参加などにより週末に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。
- (2) 活動時間は、平日は2時間程度、土曜日、聖霊高等学校学則第8条および聖霊中学校学則第8条に定める休業日（日曜日・祝日・長期休業中等）は3～4時間程度とする。休業日における大会への参加などにより活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。
- (3) (1)に定める休養日を確保できない場合は、一日の活動時間を短縮するなど、生徒の体調や健康状態に十分留意する。
- (4) 活動中においても、生徒の体調や健康状態に十分留意する。とりわけ夏場は熱中症予防のため、水分補給や塩分補給など適切な休息時間を確保する。
- (5) 始業前の部活動については、補助的で最小限の活動とし、その目的を明確にして、地域や学校、各部活動の実情に応じて適切な活動時間および内容とする。
- (6) 各学期中間テスト・期末テスト・学年末テスト期間については、原則1週間前から期間終了まで部活動を行わない。ただし、大会等への参加などにより活動を希望する場合は、別途校長の決裁を受ける。

#### **（適切な組織体制）**

8. 校長は、顧問に対する安全指導、助言および研修などを実施し、日常の指導時間、校外での活動や大会への参加などによって、顧問の負担が過度にならないよう適宜指導、是正する。

#### **（安全な活動環境の整備）**

9. 校長は、安全な活動環境を整備し、緊急時および気象の変化への対応などに備える。

#### **（緊急時の対応）**

10. 顧問は、校内外問わず、部活動において事故が発生した場合は、本校の定める危機管理体制ガイドラインおよび部活動安全マニュアル等に従い、生徒の安全を最優先し、応急処置や必要に応じて救急車などの緊急車両の要請などの処置を講じる。同時に、事故の事実関係を正しく把握し、教頭・保護者に報告する。
  - ② 教頭は、ただちに校長・副校長に報告する。
  - ③ 校長・副校長は、必要に応じて内部監査室に報告する。同時に、緊急事態対策本部を招集し、事故原因を分析し、安全管理と指導のあり方を点検するとともに、再発防止対策を早急に講じる。

#### **附 則**

このガイドラインは、2026年4月1日から施行する。